

コンプライアンス規定

第1章 総則

第1条（目的）

本規定は、当法人のコンプライアンス体制を整備し、法令遵守および倫理的な経営を推進することを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規定は、当法人の理事、職員、および関係者に適用される。

第3条（基本原則）

- 当法人の役員および職員は、関係法令、定款、および社会的規範を遵守し、公正かつ誠実に業務を遂行しなければならない。
- すべての事業活動において、透明性を確保し、不正行為を防止する。

第2章 コンプライアンス体制

第4条（コンプライアンス責任者）

- 当法人は、コンプライアンス責任者を設置し、全体の遵守状況を監督する。
- コンプライアンス責任者は、定期的に理事会へ報告を行う。

第5条（教育・研修）

- 当法人は、役員および職員に対して、法令遵守および倫理的行動に関する研修を定期的実施する。
- 研修の内容および実施状況は、記録として管理する。

第6条（内部通報制度）

- コンプライアンス違反の疑いがある場合、役員および職員は、内部通報制度を利用して報告することができる。
- 内部通報者は、不利益な扱いを受けることなく、匿名での通報も可能とする。

第3章 コンプライアンス違反への対応

第7条（調査および対応）

- コンプライアンス違反の報告があった場合、速やかに調査を実施し、必要な対応を講じる。
- 調査の結果、違反が確認された場合、関係者に対して適切な処分を行う。

第8条（再発防止策）

1. コンプライアンス違反が発生した場合、原因を分析し、再発防止策を講じる。
2. 再発防止策の実施状況は、定期的に確認し、必要に応じて見直しを行う。

第4章 補則

第9条（規定の改正）

本規定の改正は、理事会の承認を経て行うものとする。

第10条

本規定は制定の日より之を実施する。

2023年12月10日

福井県あわら市中浜1-1
一般社団法人あわらテクノロジー協議会
代表理事 齋藤恭子